

## 8 退職管理

職員の退職管理に関する条例第4条の規定により、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの間に元職員から届出のあった再就職の状況については、次のとおりです。

### 8-1 再就職状況公表者数

	公表者数	うち人材バンク制度を利用した者	(参考) 令和4年度の管理職退職者数
知事部局等 注1	110名 (79名)	81名(52名)	92名
府立学校	25名 (16名)	5名(3名)	76名
府警察本部	69名 (69名)	66名(66名)	68名
合計	204名 (164名)	152名(121名)	236名

( ) 内は、管理職であった者の数で内数。

注1 知事部局等には、他の任命権者（府議会議長・教育委員会（府立学校を除く。）・選挙管理委員会・代表監査委員・人事委員会）を含む。

8-2 主な再就職先ごとの内訳

	注1 指定出 資法人	注2 職員を 派遣し ている 団体	注3 指定出 資法人 の子法 人等	注4 府が財政 的援助を している 法人	注5 行政上の処 分に関する 事務に職務 として携わ った法人	国及び 他の地 方公共 団体	その他の 民間企業 (株式会 社・有限 会社)	左記以外 の法人	合 計
知事部局等	18名 (18名)	12名 (12名)	1名 (1名)	28名 (21名)	0名 (0名)	16名 (7名)	20名 (16名)	18名 (6名)	113名 (81名)
府立学校	2名 (2名)	1名 (1名)	0名 (0名)	21名 (1名)	0名 (0名)	0名 (0名)	0名 (0名)	1名 (1名)	25名 (5名)
府警察本部 注6	0名 (0名)	3名 (3名)	0名 (0名)	16名 (16名)	0名 (0名)	1名 (0名)	43名 (42名)	7名 (6名)	70名 (67名)
合計	20名 (20名)	16名 (16名)	1名 (1名)	65名 (38名)	0名 (0名)	17名 (7名)	63名 (58名)	26名 (13名)	208名 (153名)

( )内は、人材バンク制度を利用した者の数で内数。

※表中の値は、再就職先の延べ人数となるため、「1. 再就職状況公表者数」の値とは一致しない。

注1 大阪府職員基本条例（以下「条例」という。（警察職員は規制対象外））第32条第1項第1号「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例(平成18年大阪府条例第71号)第2条第1項に定める出資法人等」

注2 条例第32条第1項第2号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年大阪府条例第71号)第2条第1項に規定する団体(前号に掲げるものを除く。)」

注3 条例第32条第1項第3号の「出資法人等が財務及び事業の方針を事実上決定できる法人として規則で定めるもの」

注4 条例第32条第1項第4号「府が負担金、補助金又は交付金その他の財政的援助をしている法人であって、当該財政的援助がなければその運営に多大の影響を及ぼすものとして規則で定める法人（過去2年間のいずれかの年度に府が交付した負担金、補助金若しくは交付金の総額が300万円以上の法人又は府が金銭の出資若しくは貸付けを行っている法人）」

注5 条例第32条第2項「離職前5年間に営利企業又は営利企業以外の法人に対して行われる行政手続法(平成5年法律第八88号)第2条第2号に規定する処分に関する事務に職務として携わった管理職職員等は、離職後2年間、当該職務に係る営利企業又は営利企業以外の法人に就職することができない。」

注6 府警察本部における警察職員は条例の規制対象外（条例第1条）